

第23回青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 開催日時

平成24年3月15日(木)13:16～16:40

2 開催場所

県庁舎北棟5階A会議室

3 出席者

- | | | | |
|---------|-----------------------|-----------------|--|
| (1) 審査会 | 会長 | 石岡 隆司 | |
| | 会長職務代理者 | 竹本 真紀 | |
| | 委員 | 一條 敦子、大矢奈美、日野辰哉 | |
| (2) 事務局 | 総務部総務学事課課長 | 白坂 和久 | |
| | 同課長代理(副参事) | 菊地 猛 | |
| | 同情報公開グループマネージャー(総括主幹) | 森田 誠 | |
| | 同情報公開グループサブマネージャー(主幹) | 築田 陽子 | |
| | 同情報公開グループ主幹 | 三上 昌宏 | |
| | 同情報公開グループ主事 | 大西 雅子 | |

4 案件

- (1) 「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」の変更についての審査
- (2) 保有個人情報不訂正決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査
(苦情等処理表に記録された氏名等)
- (3) 保有個人情報不訂正決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査
(「青森県公安委員会宛苦情申出に基づく聴取結果等について」に記録された氏名等)
- (4) 保有個人情報不訂正決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査
(「現場の確認状況」に記録された氏名等)
- (5) 保有個人情報不開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問についての審査
(がした県税に係る審査請求に関する文書(処分庁が保有しているもの))
- (6) 行政文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問についての審査
(第5期介護給付等対象サービスの見込量及び保険料に関する調査結果)

5 概要

森田GM 審査会の開催に当たりまして、個人情報保護条例の規定に基づきます「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」の変更について、知事から審査会に対し、諮問がございます。

白坂課長 個人情報保護に係る「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」の変更について、諮問をいたすものでございます。県では、現在開会中の県議会に、青

森県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を提出し、土地開発公社及び道路公社を個人情報の実施機関とすることを予定しております。これに伴い、実施機関以外のものに伴う「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」について、その適用範囲である事業者から両公社を除くための変更をしたいので、条例に基づき審査会に意見を求めます。

森田GM 続きまして、審査会の開催となりますが、以後の進行は石岡会長の方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長 先に今の件について、これは事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」の変更についての件です。「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」につきましては、青森県個人情報保護条例の第41条第1項、手引の185ページになります。第3章「事業者が取り扱う個人情報の保護」の第41条「個人情報取扱指針」ということで、第1項「知事は、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（以下「個人情報取扱指針」という。）を定めなければならない。」ということに基づきまして定められております。同条の3項の規定によりまして、告示しているところでございますが、12月に答申いただきました「青森県土地開発公社及び青森県道路公社を情報公開及び個人情報保護の実施機関とすること」に伴いまして、県議会の方に上程しております情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に併せまして、この「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」について、所要の整理を行うというものです。この当該指針を変更する場合には、第41条第4項におきまして準用する同条第2項の規定により、あらかじめ、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴かななければならないというふうにされておりますので、本日付けで審査会の方に諮問させていただきました。改正点なんですけれども、今日お配りしてあります資料の一番後ろに付いております「個人情報保護条例の改正に係る新旧対照表」がありますが、その2ページの上段部分にあります第2条第3項の事業者の規定、事業者の定義の規定ですけれども、ここにですね「並びに県が設立した土地開発公社及び道路公社」というのを加えまして、事業者の規定の中から土地開発公社と道路公社を除くというものです。これに伴いまして、事業者指針の方になりますけれども、資料の2枚目に「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針新旧対照表」がございます。これの第2「定義」の(2)事業者のところですが、(「地方独立行政法人をいう。）」の次に「並びに県が設立した土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社をいう。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。）」を加えまして、事業者の規定から土地開発公社と道路公社を除くというものです。以上です。

会長 形式的な話なので、何か御意見とかありますか。公社を除いたことによって、この辺の定義から公社を除くということだけの問題ですので、特段問題はないですよ。それでは、これはそういうことで。これは特に何か書面を出すということでもありませんか。

事務局 これは、16日明日ですけど、答申を出したいと思っております。

会長 それでは、答申の内容というのは、非常にシンプルなもので、要は一行だけ「その通りでよろしいと思います」というような感じで作るということなので、今日は答申案は特に用意はしていないみたいですけども、よろしいですかね、そういうことで。

竹本委員 はい。

会長 はい、じゃ、そのように処理をしたいと思えます。

(以下は、案件(2)～(6)の不服申立て事案の審査部分につき、省略)